

吸収合併に係る事前開示書類（変更）

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条第 7 号に定める書面）

2023 年 3 月 29 日

J トラスト株式会社

2023年3月29日

吸収合併に係る事前開示事項（変更）

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
Jトラスト株式会社
代表取締役 藤澤 信義

Jトラスト株式会社（以下、「当社」といいます。）は、2023年2月14日付でNexus Bank株式会社（以下、「Nexus Bank」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、Nexus Bankを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、当社は、2023年2月22日付で会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前開示書類の備置きを行っておりますが、開示事項に変更が生じたので、会社法施行規則第191条第7号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

記

【変更前】

1. 吸収合併契約（以下、「本合併契約」といいます。）の内容

別紙Ⅰのとおりです。

4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号イ）

別紙Ⅱのとおりです。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第3号ハ）

Nexus Bank は、2022年4月21日付で、その完全子会社である SAMURAI TECHNOLOGY 株式会社の全株式を大竹雅治氏に売却いたしました。

5. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号イ）
 - (1) 当社は、2022 年 3 月 31 日付で、エイチ・エス証券株式会社（現：J トラストグローバル証券株式会社）の全株式を取得し、同社を完全子会社化いたしました。
 - (2) 当社は、2022 年 11 月 14 日付で、株式会社ミライノベートとの間で吸収合併契約を締結し、2023 年 2 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ミライノベートを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

【変更後】

1. 吸収合併契約（以下、「本合併契約」といいます。）及び吸収合併契約に係る変更契約の内容
 - (1) 本合併契約の内容

別紙 I のとおりです。
 - (2) 本合併契約に係る変更契約の内容

当社は、2023 年 3 月 28 日付で、Nexus Bank との間で本合併契約に係る変更契約を締結いたしました。その内容は別紙 I - i のとおりです。
4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号イ）

Nexus Bank の 2022 年 12 月期に係る計算書類等の内容は別紙 II - i のとおりです。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 191 条第 3 号ハ）

該当事項はございません。

5. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号イ）

当社は、2022年11月14日付で、株式会社ミライノベートとの間で吸収合併契約を締結し、2023年2月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ミライノベートを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

以上

別紙 I

吸収合併契約の内容

吸収合併契約書

Jトラスト株式会社（以下、「甲」という。）と Nexus Bank 株式会社（以下、「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下、「本合併」という。）。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：Jトラスト株式会社

住所：東京都港区南麻布四丁目5番48号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：Nexus Bank 株式会社

住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

第3条（合併に際して交付する株式数及び割当てに関する事項）

甲は、乙の発行済全株式を保有しているため、本合併にあたり、乙の株主に対してその保有する乙の株式に代わる金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金等の額）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第5条（株主総会）

- 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を経ることなく本合併を行う。
- 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を経ることなく本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2023年4月1日とする。但し、本合併に係る手続上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（会社財産の承継）

甲は、前条に定める効力発生日において、本基準時における乙の資産及び負債並びに権利義務の一切を承継するものとする。

第8条（会社財産の管理）

1. 甲及び乙は、本契約の締結日から本合併の効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を遂行し、かつ一切の財産を管理、運用し、自己の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は将来の損益状況に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行う場合には、相手方当事者と協議するものとする。
2. 乙は、本契約の締結日以降、本合併の効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本合併の効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条（合併条件の変更又は本契約の解除等）

1. 本契約の締結後、本合併の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産に重大な変動が生じた場合には、甲乙協議のうえ、本合併に係る条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 本合併を行うために甲及び乙において法令に基づき本合併の効力発生日までに完了していることが必要不可欠な関係官庁等からの許認可等の取得又は関係官庁等に対する届出等（いずれももしあれば）が完了しなかった場合には、本契約は当然にその効力を失い、甲及び乙は、その後の対応について誠実に協議する。

第10条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを解決する。

[本頁以下余白]

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2023年2月14日

東京都港区南麻布四丁目5番48号

甲 : Jトラスト株式会社
代表取締役 藤澤 信義

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

乙 : Nexus Bank 株式会社
代表取締役 熱田 龍一

別紙 I - i

吸収合併契約に係る変更契約の内容

吸収合併契約に係る変更契約書

Jトラスト株式会社（以下、「甲」という。）と Nexus Bank 株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙間で締結した 2023 年 2 月 14 日付吸収合併契約書（以下、「原契約」という。）の内容を変更することにつき以下のとおり合意し、2023 年 3 月 28 日付でこの変更契約（以下、「本変更契約」という。）を締結する。

第 1 条（定義）

本変更契約で用いられる用語は、本変更契約で定義されるものを除き、原契約で定義される意味を有するものとする。

第 2 条（原契約の変更）

甲及び乙は、甲が 2023 年 3 月 28 日付で本店所在地を変更したことに伴い、原契約第 2 条を以下のとおり変更することに合意する。

【変更前】

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：Jトラスト株式会社

住所：東京都港区南麻布四丁目 5 番 48 号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：Nexus Bank 株式会社

住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

【変更後】（下線部は変更箇所を示す）

本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：Jトラスト株式会社

住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：Nexus Bank 株式会社

住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

第 3 条（本変更契約に定めのない事項）

本変更契約に定めのない事項は、原契約のとおりとする。

本変更契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2023年3月28日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

甲 : Jトラスト株式会社
代表取締役 藤澤 信義

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

乙 : Nexus Bank 株式会社
代表取締役 熱田 龍一

別紙Ⅱ－i

Nexus Bank の 2022 年 12 月期に係る計算書類等の内容

なお、本別紙において、「当社」とは、吸収合併消滅会社である Nexus Bank 株式会社のことを指します。

第27期 事業報告

〔 自 2022年1月1日
至 2022年12月31日 〕

Nexus Bank 株式会社

事業報告

2022年 1月 1日から

2022年12月31日まで

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期は引き続き不透明な状況が継続し、また、海外においても、ウクライナ情勢を巡る軍事侵攻や米国金利の上昇による急激な円安等の不透明な市況が継続しております。

当社は 2020 年の株式交換により上場廃止猶予期間入りしてから、上場維持に向けた取組みを進めてまいりましたが、上場廃止の可能性が否定できない中、株式価値と株式の流動性の確保を優先することとし、3月30日をもって上場廃止となり、株式交換により4月1日をもってJトラスト株式会社の完全子会社となりました。

また、4月には当社が保有するSAMURAI TECHNOLOGY 株式会社の全株式を譲渡し、12月にはJトラストグループとしての業務効率化のため、東京都渋谷区恵比寿へ本社を移転しました。

以上の結果、当事業年度においては、営業収益 175 百万円、営業損失 154 百万円、経常損失 78 百万円、当期純損失 265 百万円となりました。

(2) 財産及び損益の状況

	第 24 期※	第 25 期	第 26 期	第 27 期
営業収益 (百万円)	515	111	1,003	175
当期純利益又は 当期純損失 (▲) (百万円)	▲4	▲560	886	▲265
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (▲) (円)	▲0.11	▲10.97	5.47	▲1.54
総資産 (百万円)	2,726	23,824	25,324	24,833
純資産 (百万円)	2,450	23,490	25,099	24,781
1株当たり純資産 (円)	68.40	16.41	39.87	38.22

※ 第 24 期につきましては、決算期の変更に伴い、2019年2月1日から2019年12月31日までの11か月間となっております。

2. 会社役員に関する事項

①取締役及に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	熱 田 龍 一	Jトラスト株式会社 常務取締役 執行役員 財務部門担当 株式会社日本保証 代表取締役社長 J グランド株式会社 取締役 J Trust Royal Bank Plc. 取締役 ジャパンギャランティ株式会社 代表取締役社長

第27期 計算書類

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

Nexus Bank 株式会社

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	3,082	流動負債	50
現金及び預金	152	未払金	23
売掛金	4	未払費用	1
原材料及び貯蔵品	0	未払法人税等	5
前払費用	0	未払消費税	18
短期貸付金	2,901	預り金	1
その他	48	固定負債	2
貸倒引当金	▲25	繰延税金負債	2
固定資産	21,751	負債合計	52
有形固定資産	5	純資産の部	
工具器具備品	5	株主資本	24,781
投資その他の資産	21,745	資本金	414
投資有価証券	18	資本剰余金	23,745
関係会社株式	21,613	資本準備金	23,745
差入保証金	104	利益剰余金	620
破産更生債権等	164	その他利益剰余金	620
その他	8	繰越利益剰余金	620
貸倒引当金	▲164	純資産合計	24,781
資産合計	24,833	負債純資産合計	24,833

損 益 計 算 書

(2022 年 1 月 1 日から)
(2022 年 12 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		175
営業費用		2
営業総利益		172
販売費及び一般管理費		327
営業利益		▲154
営業外収益		
受取利息	27	
受取手数料	0	
受取地代家賃	59	
その他	6	94
営業外費用		
支払利息	1	
支払手数料	16	
その他	0	18
経常損失		▲78
特別利益		
固定資産売却益	4	
その他	0	4
特別損失		
連結納税導入に伴う還付税放棄額	34	
賃貸不動産解約に伴う違約金	17	
固定資産除却損	68	
関係会社株式売却損	80	
その他	22	223
税引前当期純損失		▲296
法人税、住民税及び事業税		▲33
法人税等調整額		2
法人税等計		▲31
当期純損失		▲265

株主資本等変動計算書

(2022 年 1 月 1 日から
2022 年 12 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2022年1月1日 残 高	414	364	23,380	23,745	886	886
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益					▲265	▲265
株主資本以外の項目 の 事業年度中の変動 額 (純 額)						
事業年度中の変動額 合 計	—	—	—	—	▲265	▲265
2022年12月31日 残 高	414	364	23,380	23,745	620	620

	株主資本	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2022年1月1日 残 高	25,047	▲0	▲0	52	25,099
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益	▲265				▲265
株主資本以外の項目 の 事業年度中の変動 額 (純 額)		0	0	▲52	▲52
事業年度中の変動額 合 計	▲265	0	0	▲52	▲318
2022年12月31日 残 高	24,781	—	—	—	24,781

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産
 - ・商品及び製品 先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ・仕掛品 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ・原材料及び貯蔵品 先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 定率法によっております。但し、建物については、定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

- (1) 収益認識に関する会計基準等の適用
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
当社は主な収益をホールディングス業務から生じる収益と認識しております。
なお、収益認識会計基準の適用にあたり、収益認識会計基準第84条ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。
また、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度会計期間の期首より前までに、従前の取扱いに従って、ほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用しておりません。
この結果、従前の会計処理と比較して税引前当期純利益に影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

- (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用
「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

該当事項は有りません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済み株式の数
普通株式 63,839,300株
A種優先株式 1,463,702株

5. 収益認識に関する注記

- (1) 収益を理解するための基礎となる情報
当社は、グループ会社の管理監督及び業務の受託を行ない、業務の対価として予め定められた契約に従い報酬を受領しております。契約書に従い、請求書を発行し送付した時点で収益を認識しております。